

○国土交通省告示第八百八十八号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十

日本農林規格より構造部等に使用する建築材料並びにこれらの中の建築材料が適合をすべき日本工業規格又は平成二十九年七月二十九日改正する告示による。このように定める。

建築物の基礎 主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件の一部改正

第一条 建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十九号）

百四十六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

| | | | |
|-------------------------|-------------|-------------------------|-------------|
| 第三 法第三十七条第二号の品質に関する技 | 改 正 後 | 第三 法第三十七条第二号の品質に関する技 | 改 正 前 |
|-------------------------|-------------|-------------------------|-------------|

術的基準は、次のとおりとする。
一〇五 (略)

六 その也品質保寺こ公要支尙内主筆余

術的基準は、次のとおりとする。
一〇五 (略)

六 その也品質保寺こ公要支尙内主筆余

件を次のとおり満たしていること。
イ (略)

□ 次に定めるところにより、品質管理
推進責任者が配置されていること。
1) (略)

□ 次に定めるところにより、品質管理
推進責任者が配置されていること。
1) (略)

(2) 品質管理推進責任者は、製品の製告に必要な支局に関する印戒を有

し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であつて、学校教育法に

七年勅令第三百八十八号)に基づく
大学、旧専門学校令(明治三十六年
勅令第六十一号)に基づく専門学

勅令第六十一号に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に

四条 建築士法第十四条第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成二十九年三月三十日付）

年国土交通省告示第七百四十二号)の一部を次のように改正する。

定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|---|--|
| <p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法 は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による短期大学を卒業した者につい ては短期大学設置基準（昭和五十年文部省 令第二十一号）又は専門職短期大学設置基 準（平成二十九年文部科学省令第三十四号） の規定の例に、同法による専門職大学の前 期課程を修了した者については専門職大学 設置基準（平成二十九年文部科学省令第三 十三号）の規定の例に、同法による高等專 校を卒業した者については高等専門学校 設置基準（昭和三十六年文部省令第二十 三号）の規定の例によるものとし、旧専門 学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に よる専門学校を卒業した者については国土 交通大臣が別に定めるものとする。</p> | <p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法 は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による短期大学を卒業した者につい ては短期大学設置基準（昭和五十年文部省 令第二十一号）の規定の例に、同法による 高等専門学校を卒業した者については高等 専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令 第二十三号）の規定の例によるものとし、 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一 号）による専門学校を卒業した者について は国土交通大臣が別に定めるものとする。</p> |
| <p>改 正 後</p> | <p>改 正 前</p> |
| <p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法 は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学を卒業した者については 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二 十八号）専門職大学設置基準（平成二十 九年文部科学省令第三十三号）、短期大学 設置基準（昭和五十一年文部省令第二十一号） 又は専門職短期大学設置基準（平成二十 九年文部科学省令第三十四号）の規定の例に、 同法による専門職大学の前期課程を修了し た者については専門職大学設置基準の規定</p> | <p>第二 第一に規定する科目の単位の計算方法 は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十 六号）による大学を卒業した者については 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二 十八号）の規定の例に、同法による高等専 校を卒業した者については高等専門学校 設置基準（昭和三十六年文部省令第二十 三号）の規定の例によるものとし、旧大学 令（大正七年勅令第三百八十八号）による 大学を卒業した者及び旧専門学校令（明治 三十六年勅令第六十一号）による専門学校</p> |
| <p>改 正 後</p> | <p>改 正 前</p> |

(建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件の一部
改正)

(平成二十年国土交通省告示第七百四十五号)の一部を少しづつ修正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

進德二法 (召曰一二二五去進第二百一十五)

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）
第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を

有する者を、次とのおり定める。

号)による大学(短期大学を除く。)において、平成三十年国土交通省告示第七百四十

一号の第一の各号に規定された科目（単位）の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年）

文部省令第二十八号) 又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三文部省令第二十八号)の規定の例によるものとする。次号において同じ。)を改めて卒

で、その卒業後建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同様。）の経験を三年以上有する者

三二
（略）

三二
（略）

三年であるものに限り、同法による専門職
大学の三年の前期課程を含む。)において、
三年であるものに限る。)において、平成二
十年国土交通省告示第七百四十二号の第一

平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の各号に規定された科目（単位の計算方法）の第一の各号に規定された科目（単位の計
は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令

算方法は、同法による短期大学を卒業した

の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準（昭和三十二年五月二十一日政令第百四十九号）によつては国土交通大臣が別に定めるものとする。

を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

| | |
|--|--|
| <p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二百六号）による大学（短期大学を除く。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）又は専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を三年以上有する者</p> | <p>建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二百六号）による大学（短期大学を除く。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例によるものとする。次号において同じ。）を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務（建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を三年以上有する者</p> |
| <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は、同法による短期大学を卒業した</p> | <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目（単位の計算方法は、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例によるものとす</p> |

| | |
|--|--------------|
| <p>（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部改正）</p> <p>第七条 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成二十五年国土交通省告示第七百四十八号）</p> <p>機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により建築物石綿含有建材調査者講習事務を行わなければならぬ。</p> <p>一 建築に関する知識及び経験を有する者として次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。）において、正規の建築学又はこれに相当する課程（夜間に於いて授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後ハにおいて同じ。）、建築に関する三年以上の実務の経験を有する者</p> | <p>改 正 後</p> |
| <p>（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部改正）</p> <p>第七条 建築物石綿含有建材調査者講習実施に係る義務</p> <p>機関は、公正に、かつ、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により建築物石綿含有建材調査者講習事務を行わなければならぬ。</p> <p>一 建築に関する知識及び経験を有する者として次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 学校教育法による短期大学において、正規の建築学又はこれに相当する修業年限三年の課程（夜間に於いて授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関する三年以上の実務の経験を有する者</p> | <p>改 正 前</p> |

| |
|--|
| <p>ハ 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、正規の建築学又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関する実務の経験を有する者（口に掲げる者を除く。）</p> |
| <p>二一ト （略）</p> |
| <p>二一十三</p> |
| <p>（建築基準法施行規則の規定により建築に関する知識及び経験を有する者として国土交通大臣が定める者を指定する件の一部改正）</p> |

| 改 正 後 | 第一 登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 | 第一 登録特定建築物調査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 |
|-------------|---|--|
| 一 (略) | 二 学校教育法による短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。第二第1号、第三第2号及び第四第2号において「三年短期大学等」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間に於いて授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関する三年以上の実務の経験を有する者 | 二 学校教育法による短期大学（以下単に「短期大学」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間に於いて授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築に関する三年以上の実務の経験を有する者 |
| 三 | 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。第二第3号、第三第3号及び第四第3号において単に「短期大学」といふ。又は高等専門学校（以下単に「高等専門学校」といふ。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関する四年以上の実務の経験を有する者 | 三 前号に該当する者を除き、短期大学又は学校教育法による高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）において、正規の建築学、土木工学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関する四年の実務の経験を有する者 |

相当する課程を修めて卒業した後、建築に関する四年以上の実務の経験を有する者が（前号に掲げる者を除く。）

四〇十 （略）

第二 登録建築設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 （略）

二 三年短期大学等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

四〇十 （略）

第二 登録建築設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 （略）

二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して三年以上の実務の経験を有する者

四〇八 （略）

第三 短期大学等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して四年以上の実務の経験を有する者

四〇八 （略）

第二 短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

この告示は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則

第三 登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 （略）

二 三年短期大学等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

四〇八 （略）

第三 登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 （略）

二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して四年以上の実務の経験を有する者

四〇八 （略）

三 短期大学等において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者を除く。

四〇八 （略）

第四 登録昇降機等検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

第一 短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

第二 短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

第三 短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して四年以上の実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

四〇八 （略）

第三 登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 （略）

二 三年短期大学等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、建築設備に関して四年以上の実務の経験を有する者

四〇十 （略）

四〇八 （略）

第三 登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 （略）

二 短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行なうものを除く。）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

三 前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

四〇十 （略）